

## 令和 6 年度定期監査結果報告

監査基準（令和 2 年監査告示第 2 号）に準拠して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、下記のとおり提出します。

### 記

#### 第 1 監査の対象

##### 1 対象事務

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）事務事業

##### 2 対象課

総務課及び環境技術課

#### 第 2 監査の主な実施内容及び着眼点

監査対象課における財務に関する事務（収入事務・支出事務・契約事務・財産管理事務等）が、法令等に従い適正に執行されていることを確認し、地方自治法第 2 条第 14 項から第 16 項までの趣旨にのっとり、監査基準に基づき策定した令和 6 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合定期監査実施計画に定める監査の着眼点について、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

#### 第 3 監査の実施期間

令和 6 年 8 月 22 日から令和 6 年 11 月 26 日まで

#### 第 4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、対象課別の指摘事項については次のとおりである。

< 総務課 >

指摘事項は、特になし。

< 環境技術課 >

- 1 公益社団法人岸和田市シルバー人材センターに委託しているクリーンセンター内及び岸和田市流木町地内埋立跡地の除草等管理業務の契約方法については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約とし、岸和田市財務規則第 117 条の 2 の規定に基づき、同条第 1 項第 1 号に基づく発注見通しの公表と第 3 号に基づく契約締結後の公表をするも、第 2 号に規定する契約締結前の公表をしていない。

第 5 意見・要望事項

指摘した事項については、その内容を十分検討し、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努め、令和 6 年 12 月 24 日(火)までに指摘事項に対する改善の報告をされたい。